

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（重大な不正行為）</p> <p>第一条 警備業法（以下「法」という。）第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四十四条、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第三条第一項若しくは第五条又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条第一項の規定に違反する行為</p> <p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（三十七）（略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条及</p>	<p>（重大な不正行為）</p> <p>第一条 警備業法（以下「法」という。）第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四十四条、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第三条第一項若しくは第五条又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条第一項の規定に違反する行為</p> <p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（三十七）（略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一</p>

び第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪
三十九、五十四 (略)

条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪
三十九、五十四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十七（略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九～五十四（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十七（略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（<u>第四条第一項に係る部分に限る。</u>）から第三号まで若しくは第四号（<u>第二十一条第一項に係る部分に限る。</u>）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（<u>第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。</u>）に規定する罪</p> <p>三十九～五十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十七 （略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九～五十四 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十七 （略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（<u>第四条第一項に係る部分に限る。</u>）から第三号まで若しくは第四号（<u>第二十一条第一項に係る部分に限る。</u>）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（<u>第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。</u>）に規定する罪</p> <p>三十九～五十四 （略）</p>

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十七（略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九～五十四（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十七（略）</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（<u>第四条第一項に係る部分に限る。</u>）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九～五十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)(第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十七 (略)</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)(から第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)(、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)(に規定する罪</p> <p>三十九～五十四 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)(第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十七 (略)</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)(から第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)(、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)(に規定する罪</p> <p>三十九～五十四 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十七 (略)</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。) から第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>三十九〜五十四 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十七 (略)</p> <p>三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。) から第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>三十九〜五十四 (略)</p>